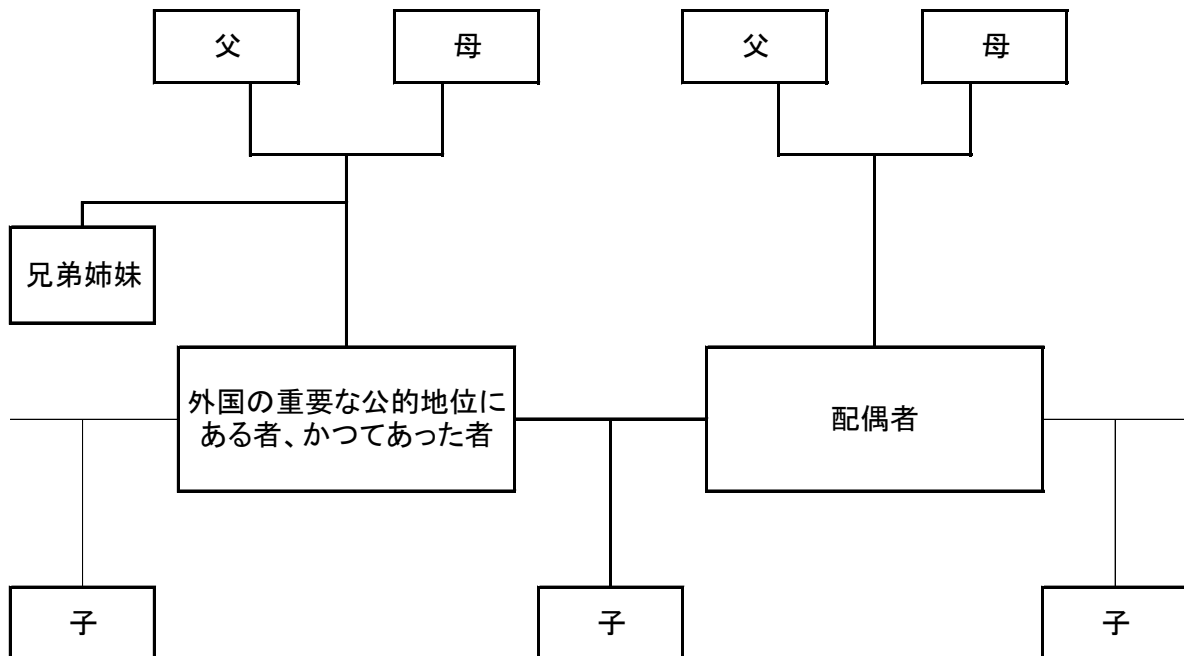


外国において重要な公的地位を有する者(外国PEPs)について

1. 外国PEPsとは以下に該当する方をいいます。

① 以下の「外国の重要な公的地位にある者」に該当する方
・外国の元首
・我が国における内閣総理大臣、その他の国務大臣および副大臣に相当する職
・我が国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
・我が国における特命全権大使・公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
・我が国における統合幕僚長・幕僚副長、陸上幕僚長・幕僚副長、海上幕僚長・幕僚副長、航空幕僚長・幕僚副長に相当する職
・中央銀行の役員
・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
② 過去に上記①であった方
③ 上記①または②に掲げる者の親族
④ 上記①～③が実質的支配者となっている法人

2. 外国PEPsに該当する親族の範囲



※配偶者は内縁関係を含みます。祖父母や孫は該当しません。

※外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合もあるので、日本人も外国PEPsに該当し得ます。

※一部取引を制限させていただきます。